

静岡県もりづくり県民税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第62号

静岡県もりづくり県民税条例の一部を改正する条例

静岡県もりづくり県民税条例（平成17年静岡県条例第88号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（個人の県民税の均等割の税率の特例）</p> <p>第2条 平成18年度から平成25年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第3条の規定にかかわらず、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第38条に定める額に400円を加算した額とする。</p> <p>2 平成26年度から <u>平成32年度</u> までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例附則第8項の規定にかかわらず、同項の定める額に400円を加算した額とする。</p> <p>（法人の県民税の均等割の税率の特例）</p> <p>第3条 平成18年4月1日から <u>平成33年3月31日</u> までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は当該期間における法第52条第2項第4号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第3条の規定にかかわらず、法第52条第1項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>（個人の県民税の均等割の税率の特例）</p> <p>第2条 平成18年度から平成25年度まで、<u>令和6年度及び令和7年度</u> の各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第3条の規定にかかわらず、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第38条に定める額に400円を加算した額とする。</p> <p>2 平成26年度から <u>令和5年度</u> までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例附則第8項の規定にかかわらず、同項の定める額に400円を加算した額とする。</p> <p>（法人の県民税の均等割の税率の特例）</p> <p>第3条 平成18年4月1日から <u>令和8年3月31日</u> までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は当該期間における法第52条第2項第4号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第3条の規定にかかわらず、法第52条第1項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。